

#### IV 農山漁村活性化対策

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1 ふれあい・グリーン・ツーリズム促進	美しい農山漁村の景観を保全・整備し、体験農林水産業や新しい余暇活動の場の提供など、地域コミュニティ等の活性化、地域の特性に応じたグリーン・ツーリズムや都市との交流活動を推進し、農山漁村地域の活性化を図る。	補助	<p>【推進費】 1,000～5,000千円 (5/10以内)</p> <p>【機械整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (1/3以内)</p> <p>【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4.5/10以内 ※1 うち機械 3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (5/10以内 ※1 うち機械 1/3以内)</p> <p>※1 直売及び地域食材活用飲食施設整備は、一般地域 3/10以内、中山間地域 1/3以内</p> <p>【基盤整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (4.5/10以内)</p>	<p>ア グリーン・ツーリズム推進対策</p> <p>イ 景観の整備</p> <p>ウ ふれあい空間の整備</p> <p>エ 農林漁業体験宿泊施設等の整備</p> <p>オ 伝統文化等保存活用施設等の整備</p>	<p>・市町村</p> <p>・農地所有適格法人</p> <p>※2</p> <p>・農林漁業者等の組織する団体 (多目的施設を整備する場合は、農林漁家3戸以上に加え、農林漁家の構成員過半要件について、地域に在住し、集落活動に参画し、かつ担い手に農地集積している土地持ち非農家を農家とみなすものとする)</p> <p>・農業協同組合</p> <p>・森林組合</p> <p>・漁業協同組合</p> <p>・第3セクター</p> <p>・NPO法人</p> <p>・上記のものが主たる構成員となっている団体</p> <p>※2 直売及び地域食材活用飲食施設整備においては、3戸未満の農地所有適格法人(常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること)を含む。</p>

採 択 基 準
<p>1 事業実施地区</p> <p>(1) 景観整備 ア 景観整備をしようとする地区は、農林漁家率が60%以上であり、集落等で土地利用や景観づくりに係る協定があること。 イ 伝統的農山漁村民家の保存・修景は、事業主体を市町村のみとする。</p> <p>(2) ふれあい空間整備 ア 山村等留学施設は、市町村教育委員会が適当と認めたものに限る。 イ 多目的施設を整備しようとする地区は、原則として受益戸数が20戸以上で、かつ農林漁家率が60%以上であること。 ただし、農林漁家率の算定において、地域に在住し、集落活動に参画し、かつ担い手に農地集積している土地持ち非農家を農家とみなすものとする。 ウ 多目的施設は、地域住民のコミュニティ活動などを促進するための施設であって、以下のうち3つ以上の活動を有すること。 (ア) 生活コミュニティ活動 (イ) 農林漁業生産コミュニティ活動 (ウ) 伝統文化継承活動 (エ) 地域景観保全活動 (オ) 地域活性化活動 (カ) 消費者との交流活動 (キ) その他農山漁村の活性化に資する活動</p> <p>エ 多目的施設は、一般地域で5,400千円、中山間地域で6,000千円を補助金額の上限とする。</p> <p>(3) 農林漁業体験宿泊施設等整備 ア 農林漁業体験宿泊施設等を整備しようとする地区は、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)」第5条第1項に規定する農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画が作成されているか、又は作成されることが見込まれること。 イ 施設等は、年間を通じての利用が図られること。</p> <p>2 事業主体のNPO法人は、以下の要件を満たすこと。 (1) グリーン・ツーリズムの推進に関する活動項目が定款で定められていること。 (2) 市町村が作成する地域グリーン・ツーリズム構想に位置づけられていること。 (3) 機械整備、施設整備又は基盤整備のいずれかを行う場合、原則として300万円を補助金額の上限とする。</p>